

請　　書

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議 会長 様

委託業務名	産業人材確保施策に係るロゴ等作成業務
契約金額	金　　円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金　　円)
契約期間	令和8年　月　日から令和8年2月27日まで

上記の委託業務については、次の事項に従い、誠実に履行します。

- 1 貴職の承諾を受けなければ、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することはしないこと。
- 2 履行期限内に本業務を完了すること。
- 3 業務の施行に関しては、別紙仕様書及び貴職の指示（以下「仕様書等」という。）に従うこと。
- 4 この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
- 5 業務が完了したときは、速やかに届け出て貴職の検査を受けること。
- 6 業務の施行が仕様書等に適合しない場合において、貴職から仕様書等に基づく補正の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託料の増額又は履行期限の延長の請求はできること。
- 7 検査に合格した後、支払の請求を行い委託料の支払を受けること。
- 8 次の各号の一に該当するときは、この契約を解除されても異議がないこと。
 - (1) その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) 委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接

- 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 前項の規定による契約の解除によって生じた損害については、貴職にその賠償を請求しないものとする。
- 9 8 に定めるところによりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を貴職の指定する期限までに支払うこと。
- 10 天災事変その他当方の責めに帰することができない理由によって、履行期限までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に履行期限の延長について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、11 に定める損害金を支払うこと。
- 11 10 に定める理由以外の理由によって、履行期限内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、損害金（契約金額から出来高部分に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ年 2.5 パーセントの割合（年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。計算した損害金の額が、100 円未満である場合を除く。））を支払い、業務を完了させること。
- 12 契約の履行に当たり、貴職及び第三者に損害を及ぼしたときは、当方の負担においてその賠償をすること。
- 13 1 から 12 までに定めのない事項については、必要に応じて貴職と協議して定めること。

令和 8 年 月 日